

【国際研修・共同研究】

カンボジア王立司法学院とのオンラインセミナー

国際協力部教官

伊藤 みずき

第1 はじめに

2020年1月、法務総合研究所は、カンボジア王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions: RAJP）¹との間で協力覚書（MOC）を締結したところ²、本年8月26日、同MOCに基づき、RAJPとの間でオンラインセミナー（以下「本セミナー」という。）を実施した。

MOC締結後、2020年3月にプノンペンにおいてセミナーを実施する予定であったが、COVID-19の影響で延期となり、その後、RAJPの学生向けにオンラインセミナーを実施する予定であったものの、カンボジア国内における感染拡大の影響によりRAJPが閉鎖されるなどしたためにそれも延期となるという経過を辿り、ようやく本セミナーが実現した。

これまで、当部において、RAJPにおける教育の課題とそれに基づく支援のニーズを探るため、RAJP幹部及びRAJPにおいて教鞭を執る現役の裁判官である教官³との協議を継続してきたところ、RAJP側からは、「教官によってレベルの差があり、教官によってはどのように講義を進めて良いか悩みを抱えている場合もある」といった声が聞かれた。

本セミナーは、RAJPの学生ではなく、RAJP教官を対象とし、基本的な貸金返還請求事案を題材に、当部教官が講義を実演⁴するとともに、RAJP教官との間で、貸金返還請求権の成立要件に関して討議をすることを目的として実施した。

第2 本セミナーの内容

1 実施日時

2021年8月26日午前11時30分から午後6時（日本時間）まで（2時間の昼休憩含む）

2 参加者

（日本側）

国際協力部 内藤晋太郎部長、黒木宏太教官、及川裕美教官、原島隆寛専門官、本職

¹ RAJPは、裁判官・検察官養成校、執行官養成校、書記官養成校、公証人養成校で構成される法律専門家の教育機関である。

² 締結の経緯等については、ICD NEWS第83号（2020年6月）128頁～を参照されたい。

³ 日本の司法研修所と異なり、専従の教官がおらず、現役の裁判官が裁判実務を担当する傍ら、教官を併任している。

⁴ 当部教官が、学生向けの講義のサンプルとして、RAJP教官の前で講義を実演し、講義の進め方に困難を感じているRAJP教官の参考にしてもらいたいという趣旨であった。

(カンボジア側)

チョン・プロロン R A J P 学院長ほか R A J P 幹部, R A J P 教官, 現役の裁判官及び検察官⁵

合計約 50 名

(通訳)

山崎幸恵氏

3 本セミナーの内容

講義は、裁判官出身の黒木教官が担当し、講義をする中で参加者に質問を投げかけて発言を求めながら議論して理解を深めていく、いわゆるソクラテスメソッドの手法で進められ⁶、「原告が被告に現金 3000 ドルを貸したが、被告が返済しないことから、原告が貸金の返還を求める」というシンプルな事案を題材に、原告が主張する権利の内容、その根拠条文、権利の発生要件について議論した。学生向けの講義として、要件事実を丸暗記するのではなく、条文から要件事実を議論できることが重要であるという観点から、このような内容を取り上げることとなった。

まず、原告が主張する権利は、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権であることを確認した後、その根拠条文としては、カンボジア民法（以下単に「法」という。）578 条⁷が挙げられた。

その他に根拠となり得る条文として、債務者の債務の履行義務を規定する法 384 条⁸や債務の履行請求権を規定する法 385 条⁹が挙げられ、参加者からは、法 578 条は消費貸借についての個別規定である一方、法 384 条及び 385 条は債権債務についての一般規定であり、これらはいずれも貸金返還請求権の根拠となるとの意見が出された。

さらに、黒木教官が、債務不履行について規定する法 389 条、390 条及び 391 条¹⁰については根拠条文として挙げるべきかを問うと、これらの債務不履行の

⁵ これまでの協議の中で、当部と R A J P との活動の一環として、R A J P において教官を中心に複数のワーキンググループを組織し、各グループごとに設定するテーマに沿って研究をするという提案が R A J P からなされており、その活動に R A J P 教官のアシスタントとして有志で参加することとなった現役の裁判官や検察官である。

⁶ 上述のとおり、カンボジア側の「教官によってはどのように講義を進めて良いか悩みを抱えている場合もある」という悩みを受けて、日本のロースクールで一般的に行われているソクラテスメソッドにて進められることとなった。

⁷ 民法 578 条（消費貸借の定義）

消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、穀その他の代替物を、一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後に、貸主から受領した物と種類、品質および数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう。

⁸ 民法 384 条（債務者の債務の履行義務）

(1) 債務者は、契約の趣旨および信義誠実の原則に従って、その債務を履行しなければならない。

(2) 第 1 項の基準に基づいてなされた履行は弁済として債務を消滅させる。

⁹ 民法 385 条（債務の履行請求権）

(1) 債権者は債務者に対して裁判外または裁判で債務の履行を請求することができる。

(2) 第 1 項の規定にかかわらず、契約当事者間で裁判上の履行を請求しない旨の合意がある場合には、債権者は裁判上の履行を請求することはできない。

(3) 第 2 項に該当するために裁判上の履行請求権が制限される場合であっても、債務者が任意に履行したときは、債権者はその給付を弁済として受領し、保持することができる。

¹⁰ 民法 389 条（債務不履行の定義および態様）

債務不履行とは、債務者が契約から生じる義務を履行しなかった場合を言う。その態様には、次のものがある。

1 履行の遅延により履行期に履行ができなかった場合

2 履行することが不可能である場合

3 債務の趣旨に従って完全な履行をしなかった場合

一般規定についても挙げるべきという意見と、消費貸借契約についての個別規定のみを挙げれば足りるといった意見が出された。

このように根拠条文を確認した後、貸金返還請求権の成立要件についての議論に移ったが、RAJP教官のみならず、教官のアシスタントとして参加した現役の裁判官や検察官からも、実に様々な意見が出された。

黒木教官からは、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の成立要件としては、

- ① 金銭の返還合意
- ② ①に基づく金銭の交付
- ③ 弁済期の合意
- ④ 弁済期の到来

が考えられることを説明し¹¹、更にこれらに加えて、

- ⑤ 金銭の返還合意と弁済期の合意が書面でなされたこと
- ⑥ YがXに対して金銭を返還しないこと

という2点も要件として必要となるかについて問いかけると、様々な議論が交わされた。例えば⑥については、債権者の権利発生のためには債務者が履行しないことが必要であるとして⑥の金銭を返還しないことが要件として必要であるという意見が出た一方、貸金返還請求権の発生要件としては不要であるという意見も出された。日本においては、金銭を返還しないことについては、貸金返還請求権の発生要件としては不要であり、返還した事実は被告が主張すべき抗弁であると考えられているところ、一部の参加者においてはその点の区別を意識することなく要件として挙げていることがうかがわれた。本セミナーにおいては、時間の関係上、要件事実の詳細にまで踏み込んで議論することはしなかったため、次回以降、更に議論が深められることを期待したい。

4 その他債務の趣旨に従った履行がなかった場合

民法390条（債務不履行に対する救済手段）

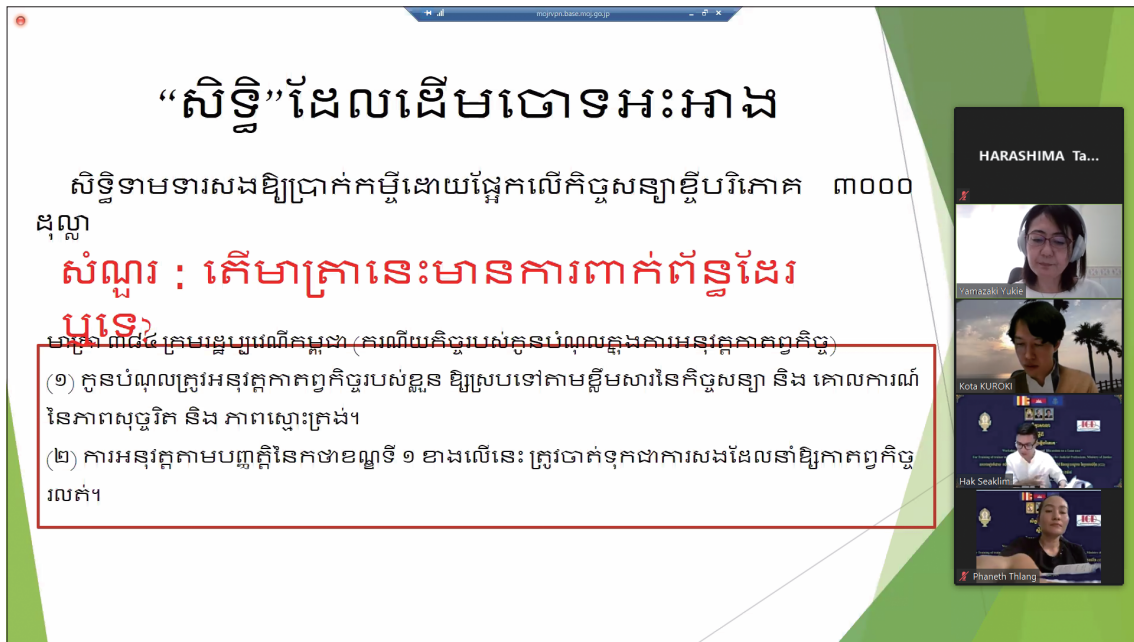
債務者の債務不履行があった場合には、債権者は本第4章第2節（契約違反に対する救済）から第4節（契約の解除）までの規定に従い、履行の強制、損害賠償、または契約の解除を求めることができる。

民法391条（履行遅滞）

債務者は次の時点において履行をしなかった場合に履行遅滞となる。

- 1 債務の履行について確定期限があるときは、その期限の到来した時。
- 2 債務の履行について不確定の期限があるときは、債務者が期限の到来したことを知った時。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者が履行の請求を受けた時。

¹¹ カンボジア民法においては、消費貸借契約は、要物契約ではなく、当事者の合意によってのみ成立する諾成契約とされているところ（民法579条 消費貸借契約は、貸主と借主の合意のみによって成立する。）、本セミナーでは、金銭の交付が貸金返還請求権の成立要件として必要な理由について、消費貸借契約は金銭の交付を当然の前提としているという意見が参加者から出された。



【講義の様子】

第3 おわりに

日本が起草支援したカンボジア民法の適用開始から約10年が経過したが、カンボジアでは、現在でも裁判官をはじめとする法律家の民法に対する理解が不十分であることを指摘する声が聞かれるものの、本セミナーを通じて、RAJP教官の中では、民法の各条文についての理解は進んでいることが感じられた。他方、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の成立要件について様々な意見が出され、カンボジアにおいては、権利の発生要件が何かについて統一の見解がなく、裁判官によって異なる判断がされていることがうかがえ、「考え方が統一されておらず、どう考えたら良いか悩むことがある」とのRAJP教官の切実な声が聞かれた。

本セミナーで扱った貸金返還請求権の成立要件ひとつとっても、日本における考え方がそのままカンボジアに適用されることが必ずしも正しいとは思われず、カンボジア独自の考え方を地道に構築していく必要がある。カンボジアの皆さんがその道筋をつけるために、共に考え、サポートしていくべく、今後も充実したセミナー等の活動を継続していきたい。

最後に、本セミナーの実現に協力して下さったRAJP関係者の皆さま（個人的には、当部との連絡窓口であり、本セミナーのために当部とRAJPのロゴ入りの背景画像を作成するなど準備に奔走して下さったRAJPのdeputy directorであるシンアイさんに特に御礼を申し上げたい。）、本セミナー直前まで何度もスケジュールが変更になるなど多大なご迷惑をおかけし、当日は長時間にわたって素晴らしい通訳をしてくださった山崎幸恵さん、RAJPとの連絡調整やセミナー資料にコメントを下さるなどして御協力をいただいたカンボジア長期派遣専門家をはじめとする全ての関係者の皆さまに、この場を借りて御礼を申し上げます。



【本セミナーのオープニングリマークスの様子】
 ※背景画像は、 R A J P シンアイさん作成のもの



【セミナー終了時の様子（参加者の一部）】